

【特集】決算 平成28年度

平成28年度各種会計の決算が9月の町議会定例会で認定されました。決算は、町の1年間の収入や支出をまとめたもので、これにより行政活動をお金の面から知ることができます。

町民の皆さまから納めていただいた町税をはじめ、国や県からの補助金など町の収入がどのように使われたのか、一般会計を中心に概要をお知らせします。

平成28年度一般会計決算額は、歳入が91億7,286万8千円、歳出が86億2,864万5千円で、差引残高は5億4,422万3千円となりました。

この中には、平成29年度に繰り越すべき財源1億1,723万8千円が含まれ、これを除いた平成28年度の実質収支額は4億2,698万5千円の黒字となり、このうち2億3,000万円を財政調整基金（町の貯金）に積み立て、残りの1億9,698万5千円を平成29年度に繰り越しました。

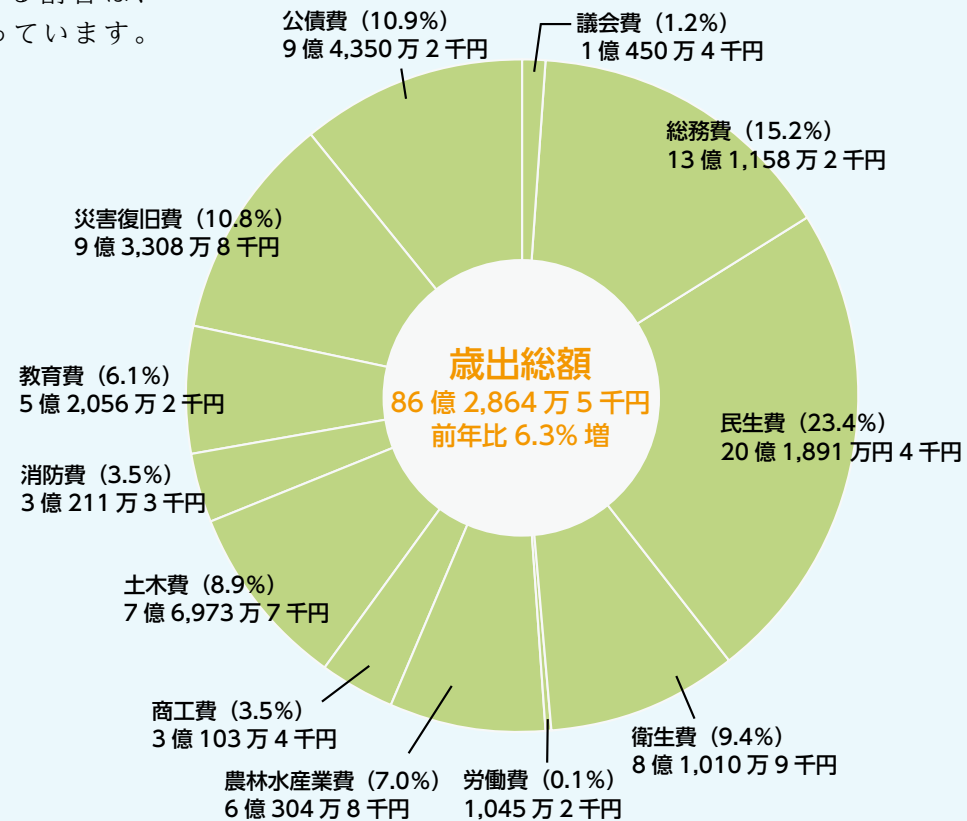
歳出

一般会計歳出決算額
86億 2,864万5千円

災害復旧費により前年比5億1,069万円(6.3%)増

歳出では、災害復旧事業等により前年比5億1,069万円(6.3%)の増加となりました。

投資的経費では、災害復旧事業費で9億5,285万円となり前年度比7億4,011万2千円(347.9%)の増となりました。そのほかの主な事業は、若者向け定住促進住宅建設、町道等の道路整備事業、神明住宅改修工事、小学校施設整備工事、丸森駅舎改修工事などです。人件費・扶助費・公債費を合わせた義務的経費については29億7,331万7千円(前年度比1.7%増)で、人件費については、議員定数の減及び再任用職員の採用等により前年度比5,899万4千円(▲4.2%)の減となったものの、こども医療費助成対象の拡大等により扶助費や、公債費が増加したことから全体として増となりました。義務的経費の歳出に占める割合は、34.5%(前年度36.0%)となっています。



用語の説明

人件費

議員報酬や委員報酬、特別職給や職員給、共済組合負担金及び退職手当組合負担金など、職員等に対する勤務の対価、報酬として支払われる経費です。

扶助費

児童福祉法や老人福祉法等、各種法令に基づき被扶助者に対して支給する費用及び町独自の各種扶助の支出額。児童手当なども扶助費に分類されます。

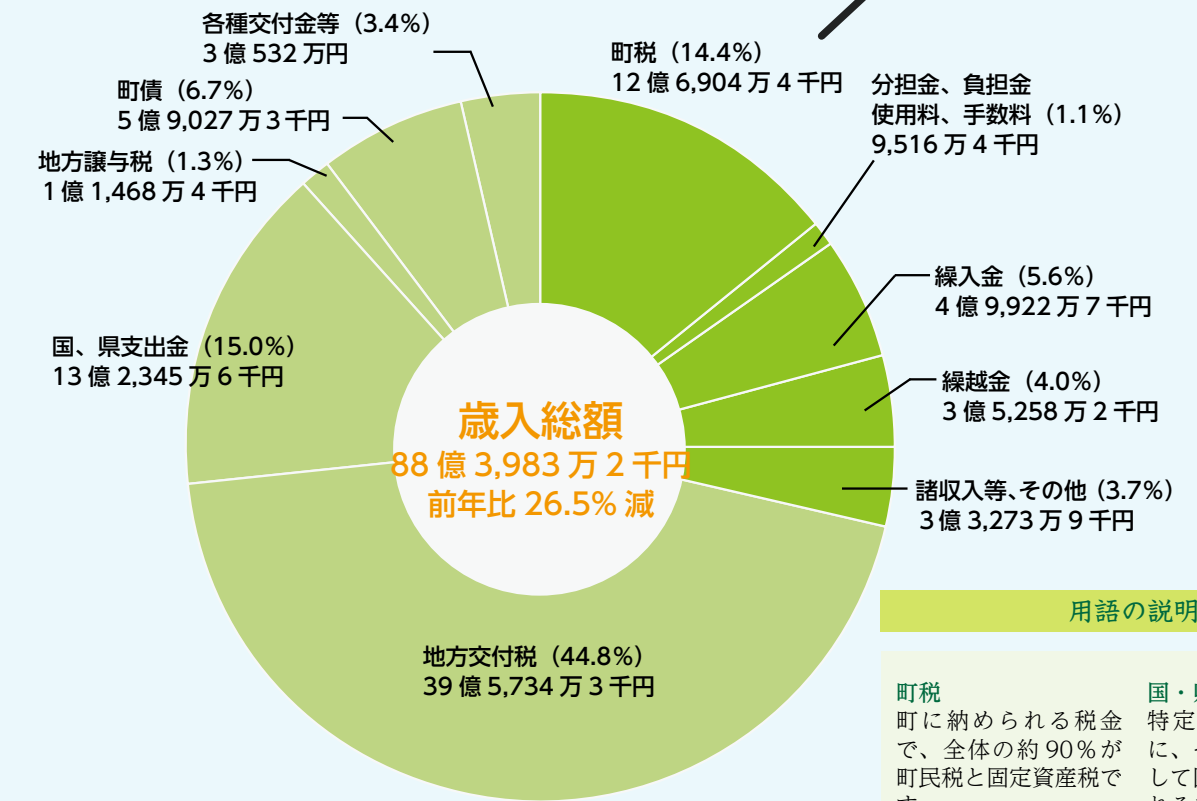
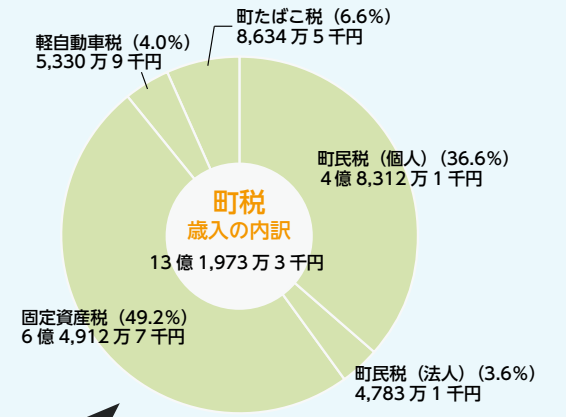
公債費

町が公共事業を行う際に借入れした町債(借金)の元金及び利子の償還金と一時借入金利子の合計額です。

歳入

一般会計歳入決算額
91億 7,286万8千円

歳入では、平成27年度からの繰越事業である災害復旧費における国庫負担金などにより前年比3億3,303万6千円(3.8%)の増加となりました。国庫支出金全体では12億897万3千円(前年比77.0%増)となりました。地方交付税は、東日本大震災の財政支援として創設された震災復興特別交付税が仙南クリーンセンター建設の負担減により、特別交付税全体で4億8,779万円の前年度比1億7,727万5千円(▲26.7%)の減となり、地方交付税全体としても37億2,236万1千円で前年度比2億3,498万2千円(▲5.9%)の減となりました。町税をはじめとした自主財源収入は26億146万2千円で、歳入全体の28.4%を占めています。



依存財源(71.6%)

地方交付税や国県支出金など、国や県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入を言います。

自主財源(28.4%)

町税や使用料、財産収入など、町が自主的に収入できる財源をいいます。この割合が大きいほど、収入に自主性や健全性が高いことを示します。

用語の説明

町税

町に納められる税金で、全体の約90%が町民税と固定資産税です。

繰入金

基金から繰り入れて、行政サービスの経費などに充てる財源です。

地方交付税

一定の行政サービスの水準を維持するために国から交付されるものです。

国・県支出金

特定の事業を行う際に、その経費の財源として国・県から支出されるものです。

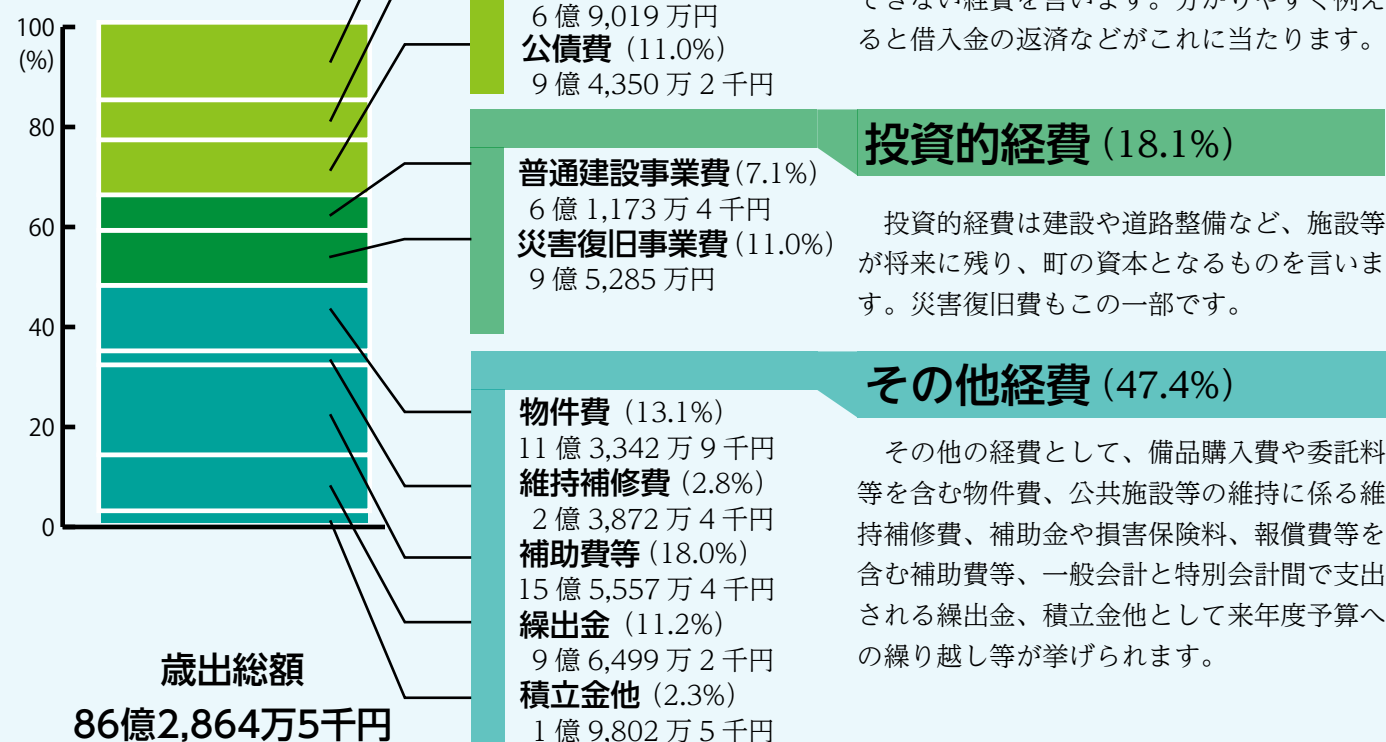
地方譲与税

国税として徴収した税金を国から地方公共団体に譲与されるものです。

町債

主に建設事業の資金として国や金融機関から借り入れるものです。

性質別にみた歳出



義務的経費のうち、人件費については、議員定数が16名から14名になったことや再任用職員の採用などにより前年度比5,899万4千円(▲4.2%)減の13億3,962万5千円となりました。扶助費については、こども医療費助成拡大などにより前年度比2,541万8千円(3.8%)増の6億9,019万円となりました。公債費については、認定こども園の起債元金償還が開始したことなどにより前年度比8,357万5千円(9.7%)増の9億4,350万2千円となりました。なお、新たな借入れの際には財政上有利な借入れを行うなど、健全な財政運営に努めています。

投資的経費のうち、平成27年度に発生した大雨による災害復旧について平成28年度に事業を繰越して実施したため、災害復旧事業費は前年度比7億4,011万2千円(347.9%)増の9億5,285万円となり投資的経費全体でも前年比7億5,377万円増の15億6,458万4千円と大幅な増加となりました。

丸森町の経常収支比率 **87.5%** (平成28年度数値)

経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費と、これに施設の維持管理経費などを加えた経常的経費に、地方税、地方交付税といった経常的に収入される一般財源を、どの程度充てているかを見る比率です。

丸森町の財政状況は、経常収支比率が87.5%(前年度から2.4%減)であり、弾力性(急な支出に当てられるお金の割合)が低い状態にあります。

近隣の市町については88%から97%という状況にあり、右記の通りです。

経常収支比率(※他市町は平成27年度数値)	
丸森町	87.5%
角田市	97.5%
柴田町	89.5%
大河原町	88.1%
村田町	93.0%

▶ 経常収支比率は、低いほど自由に使えるお金も多いため、柔軟で弾力的な財政運営ができます。反対に、高くなるほど新しい事業や公共施設の整備など、投資的な経費に支出する財源の余裕が少なくなり、弾力的な財政運営が厳しくなります。

詳細については、企画財政課財政管財班までお問い合わせ下さい。

☎ 企画財政課財政管財班 ☎ 72-3021

財政健全化法による『健全化判断比率』及び『資金不足率』の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は毎年4つの指標(健全化判断比率)を公表することになっています。

健全度を判断する指標として「早期健全化基準」と「財政再生基準」が設けられており、比率が悪化した場合には早期に財政健全化への取組みができるよう、財政健全化計画・財政再生計画を策定し議会の議決を得て財政健全化に取り組むような仕組みとなっています。

平成28年度決算における「健全化判断比率(4つの指標)」及び「公営企業会計の資金不足比率」は下記のとおりです。

健全化判断比率

健全化判断比率	丸森町の状況	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	赤字は発生していません	14.88%	20.00%
②連結実質赤字比率	赤字は発生していません	19.88%	30.00%
③実質公債費比率	9.6%	25.00%	35.00%
④将来負担比率	62.3%	350.00%	—

丸森町における平成28年度の比率は上の表のとおりです。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、昨年度に引き続き発生しておりません。実質公債費比率は9.6%で前年度の9.5%から0.1ポイント上がり、将来負担比率については、62.3%で前年度の68.9%から6.6ポイント下降しています。

健全化を判断する4つの指標

①実質赤字比率
一般会計等の実質収支額が赤字となった場合の標準財政規模に対する赤字額の比率

②連結実質赤字比率
一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金不足・余剰額の合計が赤字となった場合の標準財政規模に対する赤字額の比率

③実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金(公債費)及び公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率の3カ年平均値

④将来負担比率
地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率

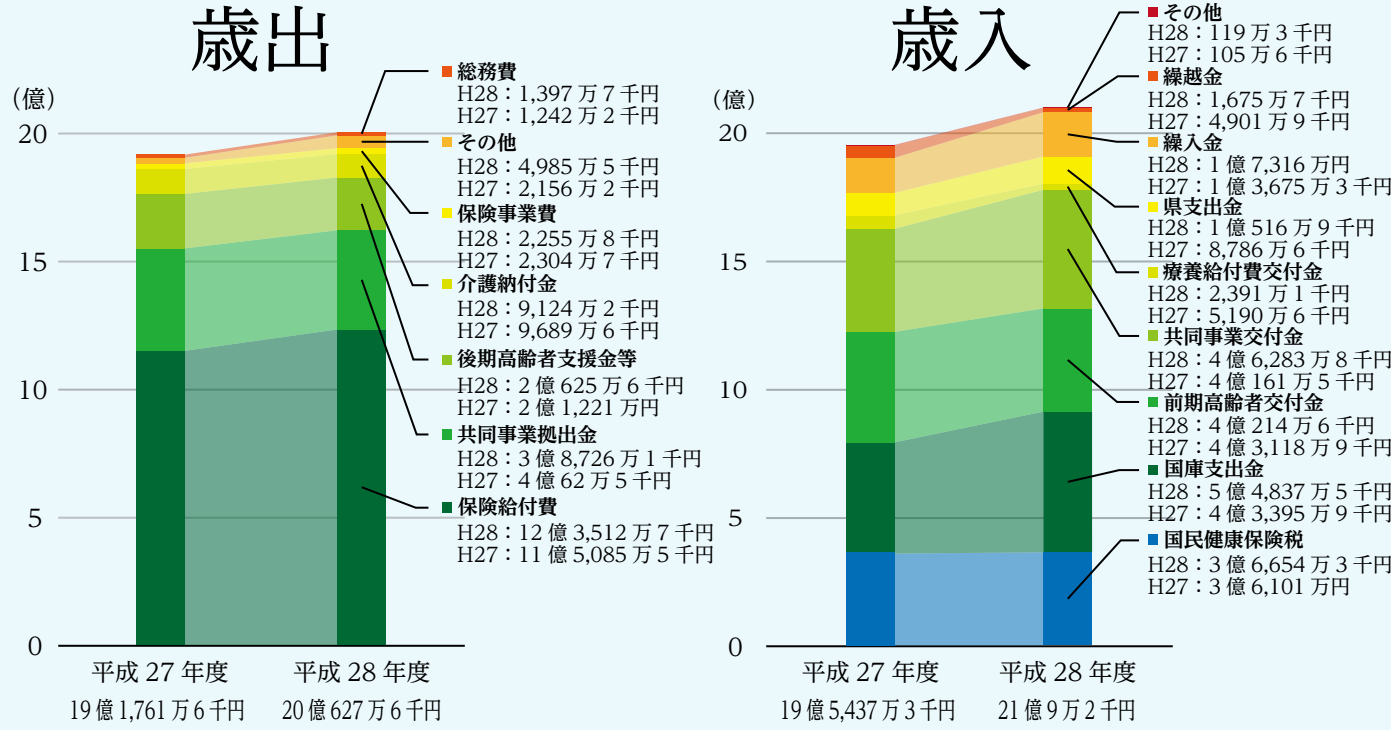
公営企業会計については、資金不足は発生しておりません。

(資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合、議会の議決を得て経営健全化計画を定める必要があります。)

会計区分	丸森町の状況	経営健全化基準
水道事業会計	資金不足は発生していません	20.00%
病院事業会計		
公共下水道事業特別会計		
農業集落排水事業特別会計		
営農飲雑用水事業特別会計		
宅地造成事業特別会計		
工業団地造成事業特別会計		

平成 28 年度国民健康保険特別会計

平成 28 年度の国民健康保険特別会計の決算状況をお知らせします。
平成 28 年度の決算額は、歳入総額 21 億 9 万 2 千円に対し、歳出総額 20 億 627 万 6 千円となり、9,381 万 6 千円の剰余金が生じました。このうち、5,000 万円を国民健康保険財政調整基金へ積立てし、4,381 万 6 千円を平成 29 年度の財源として繰越しました。



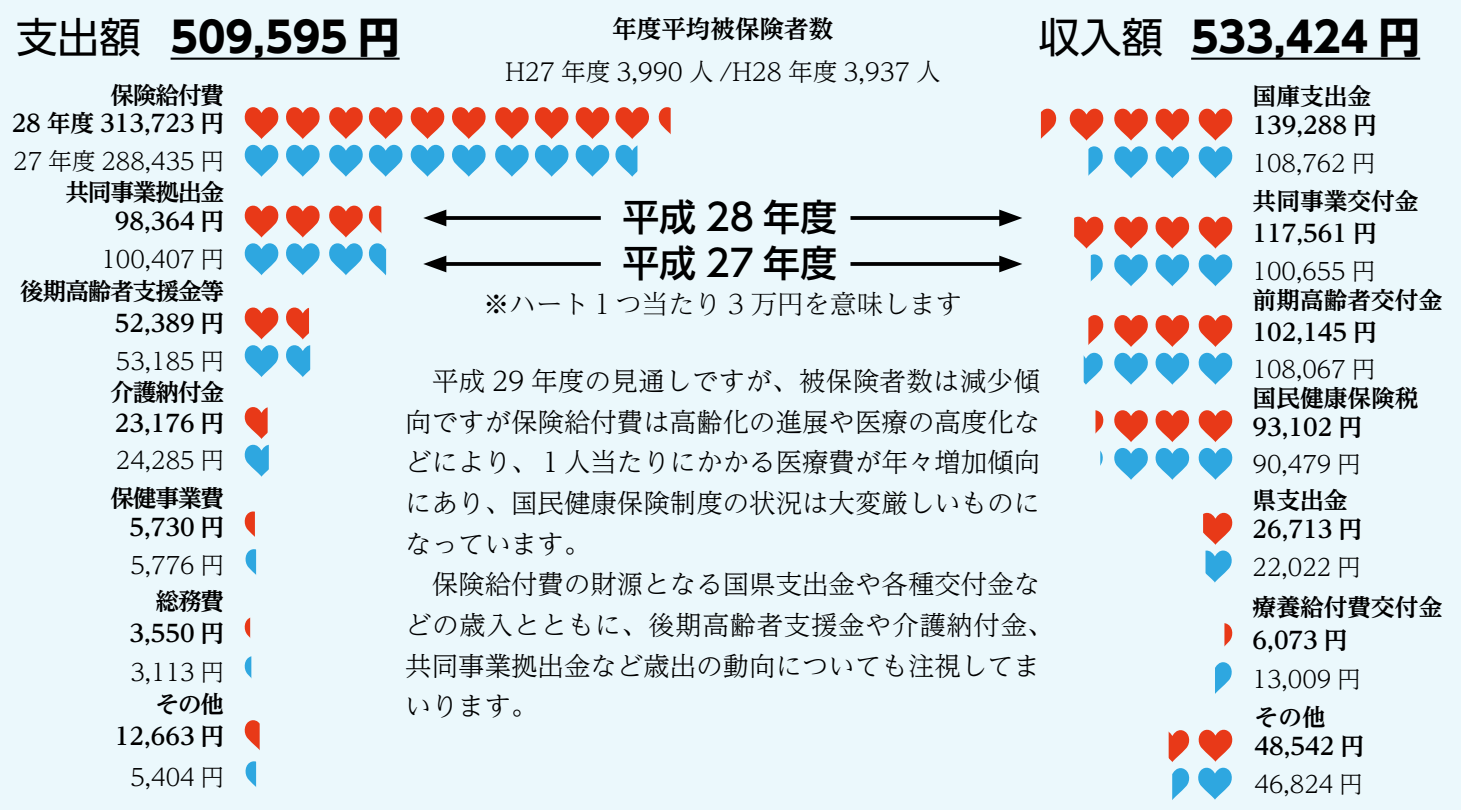
歳出では、保険給付費が12億3,512万7千円で前年度から8,427万2千円(7.3%)の増となりました。このほか、共同事業拠出金が前年比で1,336万4千円(3.3%)の減、後期高齢者支援金が595万4千円(3.3%)の減、介護納付金が565万4千円(5.8%)の減となりました。
歳出全体では、前年に比べ8,866万円(4.6%)の増額決算となりました。

歳入では、国民健康保険税が3億6,654万3千円で前年度に比較し、553万3千円(1.5%)の増となりました。なお、現年度分の収納率は95.6%です。
また、国民健康保険税だけでは歳出である保険給付費を賄いきれないことから、国庫支出金5億4,837万4千円、県支出金1億347万3千円、療養給付費交付金2,391万1千円などが交付されています。繰入金は一般会計から1億2,840万9千円、財政調整基金から4,475万1千円の合計1億7,316万円となりました。
歳入全体としては前年に比べ1億4,571万9千円(7.5%)の増額決算となりました。

- 用語の解説(歳出)**
- 総務費**
国民健康保険事業を運営するためのお金
 - 保険給付費**
病院へ支払う医療費や高額療養費など
 - 後期高齢者支援金**
後期高齢者医療保険を支援するため国保加入者が負担するお金
 - 介護納付金**
介護保険を支援するため64歳以下の加入者が負担するお金
 - 共同事業拠出金**
高額な医療費を県単位で負担するために支払うお金
 - 保健事業費**
特定健診、人間ドック費用助成など国保加入者の健康増進事業に支払うお金

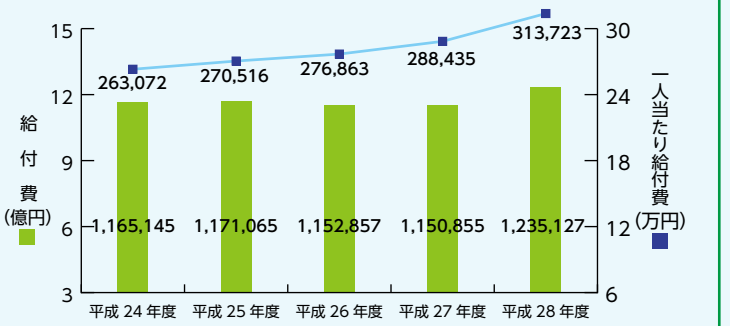
- 用語の解説(歳入)**
- 国民健康保険税**
国保加入者から納付された保険税
 - 国・県支出金**
医療費を支払うために国や県から交付されたお金
 - 療養給付費交付金**
退職者医療制度加入者の医療費に対して交付されたお金
 - 前期高齢者交付金**
前期高齢者(65~74歳)の加入率に応じて交付されたお金
 - 共同事業交付金**
高額な医療費を県単位で負担するために交付されたお金
 - 繰入金**
一般会計や基金から医療費を支払うために繰り入れたお金

平成 28 年度被保険者 1 人当たりの収入・支出



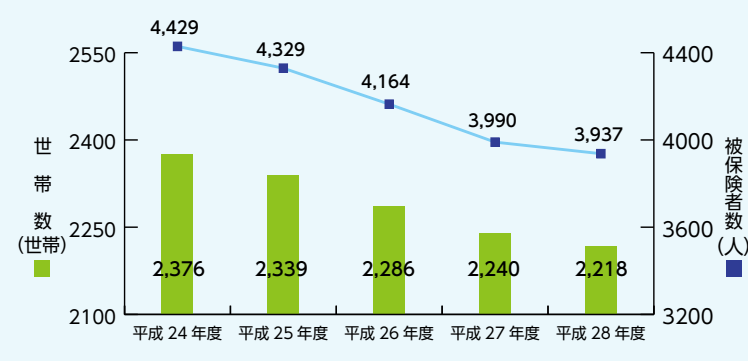
丸森町国民健康保険給付費の推移

丸森町国民健康保険の給付費の推移を見ると、平成 28 年度の給付費全体は前年度に比べ、8,427 万 2 千円の増、1人当たりの給付費も昨年度に比べて 25,288 円の増となっています。



丸森町国民健康保険被保険者数及び世帯数の推移

被保険者数及び世帯数の推移を見ると、年々減少傾向となっています。平成 28 年度の平均被保険者数 3,937 人は前年度に比べ、53 人の減、平均世帯数 2,218 世帯は前年度に比べ 22 世帯の減となっています。



国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成 30 年 4 月から、これまでの市町村に加え都道府県も国民健康保険を担うこととなりました。

国民健康保険は、他の医療保険制度と比べ、被保険者の高齢化や医療費水準が高く所得水準が低いといった構造的な課題を抱え、財政状況は非常に厳しい状況となっています。このため、平成 30 年度からは都道府県も国民健康保険の保険者となります。
都道府県が国保財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。市町村は、これまでと同様に資格管理や保険給付、保健事業などの実施、国民健康保険税の賦課徴収を行うこととなります。

国民健康保険は、国民皆保険制度の最後の砦です。持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成 30 年度からの制度見直しにご理解、ご協力をお願いいたします。